

公告別紙の修正及び加筆について

公告別紙について赤字箇所を加筆及び修正を行いました。
なお、修正後の公告別紙は次頁を参照してください。

【訂正後】

路線番号4332（φ900）は自立管構造の形成工法又は反転工法又は製管工法、もしくは複合管構造の製管工法とし、路線番号3457（φ1000）は自立管構造の形成工法又は反転工法又は製管工法とする。

【訂正前】

既設管呼び径800mm未満は自立管構造の反転工法又は形成工法又は製管工法、既設管呼び径800mm以上は複合管構造の製管工法とする。

【公告別紙】

(1)本工事で採用できる工法は、以下の管きよ更生工法で仕様書記載の現場条件を満たすものとする。

(公財)日本下水道新技術機構により建設技術審査証明が発行される下水道管きよの更生工法のうち、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」(2017年版(公社)日本下水道協会)(以下、ガイドラインとする)に対応する工法で、**路線番号4332(φ900)は自立管構造の形成工法又は反転工法又は製管工法、もしくは複合管構造の製管工法とし、路線番号3457(φ1000)は自立管構造の形成工法又は反転工法又は製管工法とする。**

ガイドラインに対応する工法とは、入札公告時点に(公財)日本下水道新技術機構のホームページ(<http://www.jiwet.or.jp>)に掲載されている「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017版-」対応技術によるものとする。

(2)「施工管理資格」とは、以下のとおりとする。

一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会	下水道管路更生管理技士
公益財団法人 日本下水道管路管理業協会	下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)
一般社団法人 日本管更生技術協会	管更生技士 下水道管きよ更生施工管理技士